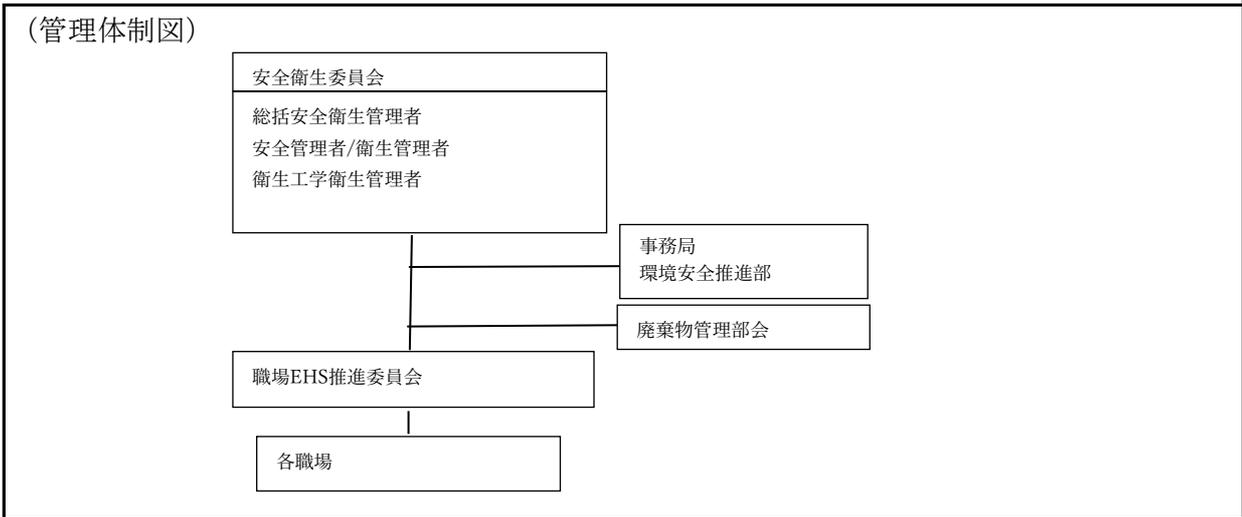


産業廃棄物処理計画書	
2024年 6月 17日	
山梨県知事	
殿	
提出者	
住所 山梨県韮崎市藤井町北下条2381-1	
氏名 東京エレクトロン株式会社	
山梨事業所長 両角 友一朗	
電話番号 0551-22-8611	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	東京エレクトロン株式会社 山梨事業所 藤井地区
事業場の所在地	山梨県韮崎市藤井町北下条2381-1
計画期間	2024年4月1日～2025年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	電気機械器具製造業
② 事業の規模	売上3,335億円
③ 従業員数	2071人（2023年4月1日現在）
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	1. 事業所内の一次集約場所へ廃棄物を移動 2. 一次集約場所から二次保管場所へ廃棄物を移動 3. 二次保管場所から最終保管場所へ廃棄物を移動 4. 最終保管場所から収集運搬業者に引渡す 5. 収集運搬業者が中間処理業者へ収集運搬する 6. 中間処理場にて中間処理し、残渣を他の処分業者に出して処分 この残渣が売却される場合には中間処理場が最終処分となる 7. 処理後の残渣が更に処理される。この後に残渣が出ない場合と 残渣が売却される場合には7の処理が最終処分となる

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度 (2023 年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙1の通り	
	排出量	別紙1の通り t	t
	(これまでに実施した取組) 分別、リサイクル		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙1の通り	
	排出量	別紙1の通り t	t
	(今後実施する予定の取組) 分別、リサイクル		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 4 1 種類の分別区分を社内規定に定め、分別。紙類 5 種、金属類 6 種 廃プラスチック類 3 種、ガラ陶飲み物 5 種、一般廃棄物類 6 種 化学物質 7 種、化学物質付着物 4 種、廃木材、ランプ電池 3 種等
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状の分別を継続する。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙1の通り	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	別紙1の通り	t
	(これまでに実施した取組) なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙1の通り	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	別紙1の通り	t
	(今後実施する予定の取組) なし		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙1の通り	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	別紙1の通り	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	別紙1の通り	t
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙1の通り	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	別紙1の通り	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	別紙1の通り	t
(今後実施する予定の取組) なし			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2の通り	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	別紙2の通り	t t
	(これまでに実施した取組) なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2の通り	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	別紙2の通り	t t
	(今後実施する予定の取組) なし		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2の通り	
	全処理委託量	別紙2の通り	t t
	優良認定処理業者への処理委託量	別紙2の通り	t t
	再生利用業者への処理委託量	別紙2の通り	t t
	認定熱回収業者への処理委託量	別紙2の通り	t t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	別紙2の通り	t t
	(これまでに実施した取組) なし		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2の通り	
	全処理委託量	別紙2の通り	t
	優良認定処理業者への処理委託量	別紙2の通り	t
	再生利用業者への処理委託量	別紙2の通り	t
	認定熱回収業者への処理委託量	別紙2の通り	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	別紙2の通り	t
	(今後実施する予定の取組) なし		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じた事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

じ

と。

中
間

量
行
収
あ
へ

と
の
入

